

## 箕面市支援教育充実検討委員会設置条例

### (設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第三項の規定に基づき、箕面市支援教育充実検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第二条 委員会は、児童及び生徒の個に応じた支援体制の構築、教職員の専門性の向上、外部の専門的な機関との連携の強化等を図るため、本市の支援教育の充実について、箕面市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査及び検討を行い、意見を答申するものとする。

### (組織)

第三条 委員会は、委員十二人以内で組織する。

### (委員)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- 一 学識経験を有する者
  - 二 箕面市立小学校の代表者
  - 三 箕面市立中学校の代表者
  - 四 箕面市立小学校支援学級保護者会の代表者
  - 五 箕面市立中学校支援学級保護者会の代表者
  - 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者
- (任期)

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第六条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第七条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第八条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第十条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。  
(招集の特例)

2 委員長及びその職務を代理する委員が不在の場合における委員会の会議の招集は、第七条第一項の規定にかかわらず、箕面市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が行うものとする。この場合において、当該会議に関し必要な事項は、教育長が定めることができる。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「六十の項」を「六十一の項」に、「六十一の項」を「六十二の項」に改める。

別表中六十一の項を六十二の項とし、五十の項から六十の項までを一項ずつ繰り下げ、四十九の項の次に次のように加える。

五十	支援教育充実検討委員会		日額	
	委員	委員長	七、四〇〇円	八、三〇〇円